

「日本外交史 その六」

黒田裕樹（ブログ「黒田裕樹の歴史講座」）

1. 第一次世界大戦とロシア革命

大航海時代以来、ヨーロッパの白色人種（＝白人）による世界征服と植民地化は、帝国主義（＝政治や経済、軍事などの面で他国の犠牲において自国の利益や領土を拡大しようとする思想や政策のこと）という歴史の大きな流れを招きましたが、その勢いはヨーロッパ各国に微妙な温度差をもたらしていました。

イスパニア（＝スペイン）やポルトガルによって始まった大航海時代は、やがてイギリス・オランダ・フランスによる海外進出をもたらしましたが、それらの国々には、大西洋に面して海に出やすいという共通点がありました。

一方、国が内陸に存在したドイツやオーストリア・イタリアは、列強による植民地の争奪戦に出遅れていましたが、19 世紀に入ると、国家の保護によって重化学工業を発達させたドイツが、産業革命においてイギリスを追い越さんばかりの勢いを見せるようになりました。

これに危機感を抱いたイギリスは、「名誉ある孤立」を捨てて日本と同盟を結んだほか、ロシアやフランスと「三国協商」を結びましたが、一方のドイツも、オーストリアやイタリアと「三国同盟」を締結しました。

20 世紀に入って、ヨーロッパではイギリスを中心とする三国協商と、ドイツを中心とする三国同盟の二つの陣営が、それぞれ軍備を拡大するなど対立関係が深まりましたが、これらの流れに決定的な一撃を与えたのは、当時「ヨーロッパの火薬庫」と呼ばれていた、バルカン半島で放たれた一発の銃弾でした。

1914（大正 3）年 6 月、オーストリアの皇位継承者夫妻が、バルカン半島のボスニアの州都サラエヴォ（＝サラエボ）で、セルビア人の民族主義者に暗殺されました。オーストリアが報復として翌 7 月末にセルビアに宣戦布告をすると、同盟や協商関係によって、8 月にはドイツとロシアの戦争に拡大し、さらにはイギリスやフランスもロシア側について次々と参戦しました。

こうして、戦いはドイツ側の同盟国と、イギリス側の連合国とによって、ヨーロッパだけでなく世界へと拡大する空前の大戦争となり、4 年 3 か月にも及ぶ長期戦となりました。この戦争は、今日では「第一次世界大戦」と呼ばれています。

第一次世界大戦の緒戦はドイツが優勢であり、苦戦していたイギリスは、同盟国である我が日本に

対して、しきりに参戦を促(うなが)しましたが、日英同盟の範囲がインドまでと定められていたこともあり、我が国の態度は慎重でした。

当初は参戦をためらっていた我が国でしたが、イギリスの再三の要請を受けたこともあり、当時の第二次大隈重信(おおくまいげのぶ)内閣が、同年8月にドイツに対して宣戦布告しました。

中国大陸の山東(さんとう)半島に出兵した我が国は、ドイツが租借(そしやく、他国の領土の一部を一定の期間を限って借りること)していた膠州(こうしゅう)湾の青島(チンタオ)を占領したほか、太平洋へと逃れたドイツの東洋艦隊を追撃して、ドイツ領だった南洋諸島も占領しました。

また、我が国は海軍を地中海やインド洋・太平洋など各地へ派遣して、連合国の商船や輸送船の護衛などを担当しましたが、ヨーロッパ戦線に陸軍を派遣することはなく、どちらかと言えば限定的な参戦に留まりました。

一方、第一次世界大戦を欧州各国との友好関係の構築の好機と見たアメリカは、1917(大正6)年に参戦し、ヨーロッパ各地を転戦して多くの犠牲者を出しながらも、連合国側に最終的に勝利をもたらすことに成功しました。

この結果、イギリスなどの連合国と、参戦に消極的な(と見られた)我が国と積極的に貢献したアメリカとの関係が、第一次世界大戦を通じて明らかに変化したほか、ヨーロッパにおけるアメリカの発言権が大きくなりました。そして、このことが結果として我が国に不幸をもたらすことになるのです。

先述のとおり、我が国は第一次世界大戦において、ドイツが租借していた青島(チンタオ)の攻略に成功しましたが、その後中国国民党の袁世凱(えんせいがい)政府が、我が国が青島から撤退することを要求してきました。

正規の戦争において獲得した権益の返還を求められたのであれば、相手国にその代償を求めるのは当然の権利です。かくして、我が国は大正4(1915)年1月に、袁世凱政府に対して、チャイナにおける満州(現在の中国東北部)や内蒙古(ないもうこ)などの、日本の権益の強化と保全を目的とした内容の文書を提出しましたが、これが後に「二十一箇条の要求」と呼ばれるようになりました。

提案した主な内容は、山東省におけるドイツの権益を日本が継承すること、南満州や東部内蒙古における日本の優越権の承認、旅順(りょじゅん)・大連(だいにん)および南満州鉄道の租借期間の延長、日中合弁事業の推進などでした。

チャイナとの交渉は難航の末に、我が国が最後通牒(さいごつうちょう)を出したこともあり、同年5月に提案の大部分を袁世凱に承諾させましたが、これら一連の動きが諸外国にねじ曲げられて伝えられたことが、我が国の立場を後々まで悪化させる原因となってしまったのです。

我が国からの提案内容そのものは、当時の国際情勢から考えても不当な要求をしたとは決して言え

ず、また提案を受けた側の袁世凱自身も、大筋では妥当(だとう)な内容であると考えていました。

しかし、少しでも我が国からの干渉を逃れたいと思った袁世凱は、極秘のはずだった提案内容を外部へ漏(も)らしたほか、我が国からの提案を「要求」と捏造(ねつぞう)して、我が国の「不当」を喧伝(けんでん、盛んに言いふらすこと)しました。

これらの動きに敏感に反応したチャイナの世論が、袁世凱が「要求」を受け入れた5月9日を「国恥(こくち)記念日」としたほか、以後の排日運動の活発化をもたらしてしまいました。

しかも、こうしたチャイナの「捏造」による悪影響が、日中両国間のみならず、海外においても「欧米列強がヨーロッパ戦線にかかりきりになっていたことに乗じて、日本がチャイナに権益拡大要求を強引に押し付けた」という印象が定着してしまっただけで、その原因を中華民国とともにつくった国こそがアメリカだったのです。

嘉永(かえい)6(1853)年にペリーが我が国に来航して以来、アメリカは我が国に対して一定の理解を示し続けた国でした。だからこそ、我が国は日露戦争の終結へとつながったポーツマス条約の締結を、アメリカのセオドア＝ルーズベルト大統領に斡旋(あっせん)してもらったのです。

しかし、我が国が日露戦争に勝利したという事実は、アメリカをして我が国に警戒感を植え付けせしむ結果をもたらしましたし、さらに、前回(第64回)に詳しく紹介したように、戦争後に鉄道王ハリマンの提案を我が国がはねつけたことも、満州など東アジアでの権益を狙っていたアメリカの対日感情の悪化につながりました。

かくして、アメリカは我が国に対して敵意をむき出しにするようになり、アメリカ本土における日本からの移民に厳しい政策を行うようになったほか、チャイナが喧伝した「二十一箇条の要求」を「利用」して、アメリカ政府がチャイナを支援することを表明したり、アメリカの新聞各紙もこぞって我が国を非難したりしました。

これらの「攻撃」に対して、我が国は明確な対策を講じることが結局はできず、日本に関する「意図的につくられた不当なイメージ」だけが独り歩きする結果を残してしまっただけです。こうなった原因の一つとしては、元老(げんろう)がその威厳によって我が国を支えていた明治の頃と比べ、政党が自己保全のために政争を最優先することが多かった大正時代には、軍事や政治の安定したバランスが崩れていたことが挙げられます。

さて、1916(大正5)年に袁世凱が急死すると、チャイナは軍閥割拠(ぐんぼつかつきよ)の時代となり、多くの軍閥が独自の活動を見せるようになりましたが、第二次大隈重信内閣の後を受けた寺内正毅(てらうちまさたけ)内閣は、軍閥のうち北京政府に積極的に関わろうとしました。

寺内内閣は西原亀三(にしはらかめぞう)を北京に派遣(はけん)して、袁世凱の後継となった段祺瑞(だんきざい)政権に対して巨額の借款(しゃっかん)を与えました。これを「西原借款」といいます。

借款の総額は、当時の金額で約1億4,500万円にものぼりましたが、寺内内閣がこれほどまでの巨額を北京政府に貸し付けたのは、チャイナにおける政治・経済・軍事など、様々な影響力を拡大しようとする思惑(おもわく)があったと考えられています。

しかし、その後に借款の大半が償還(しょうかん)されずに焦(こ)げついてしまったことで、我が国はほとんど成果が挙げられなかったどころか、北京政府と対立していた南方革命派の反感を買ってしまい、むしろ反日の風潮が拡大してしまいました。

西原借款は、我が国の多額の財貨を消失させたばかりか、かえってチャイナにおける反日感情を高めるといふ散々な結果となってしまいました。我が国の歴史教科書の多くが、なぜか借款が大失敗に終わったという事実を書いていません。約100年前のチャイナへの投資が、結果として我が国を苦境に陥(おちい)らせたという史実を学ぶことは、現代の中華人民共和国に対する莫大(ばくだい)な投資への「貴重かつ重要な教訓」になるはずですが…。

日露戦争後に国交を修復した我が国とロシアは、明治40(1907)年から三次にわたって日露協約を結び、お互いの利害関係を調整しましたが、第一次世界大戦で両国が共に連合国側に属したことによって、関係はさらに深くなりました。

大正5(1916)年、我が国とロシアは第四次日露協約を結び、極東における両国の特殊権益の擁護を相互に再確認したほか、両国の軍事同盟的な関係を強化しました。また、翌大正6(1917)年にはイギリスとの間に覚書を交わして、山東省におけるドイツの権益を我が国が継承することを承認させました。

一方、我が国のチャイナへの進出に対して最も警戒し、かつ批判的であったアメリカとの間においても、同じ大正6(1917)年に、前外務大臣の石井菊次郎(いしいきくじろう)とランシング国務長官との間で「石井・ランシング協定」が結ばれ、チャイナの領土保全・門戸開放の原則と、チャイナにおける我が国の特殊権益の保有とを確認しあいました。

しかし、この協定が結ばれた当時は、アメリカが第一次世界大戦に参戦している時期であり、アメリカが我が国と協定を結んだのは、自国が参戦中に、中国大陸に対して日本が余計な手出しをしないように抑え込もうと考えたのが主な目的でした。それが証拠に、この協定は大戦終了後の大正12(1923)年に早くも破棄(はき)されています。

このように、我が国とアメリカとの関係は常に不安定であり、資源を持たない我が国にとって生命線であった満州などチャイナにおける権益を、アメリカが脅(おびや)かすようになりましたが、ちょうどこの時期に「ある大国」が滅亡したことによって、これらの権益がさらに危機的な状況を迎えてしまうのです。

日露戦争の敗北は、ロシアを支配していたロマノフ王朝にとって大きなダメージとなっていました。その後も第一次世界大戦でドイツに敗北を重ねたことや、生活物資の不足にあえいだことなどによって不満を爆発させた民衆が、1917(大正6)年3月に大規模な暴動を起こし、それがきっかけ

けとなって、ついにロマノフ王朝が倒されました。これを「三月革命」といいますが、ロシアが当時使用していた暦に合わせて「二月革命」とも呼ばれています。

三月（＝二月）革命後のロシアは不安定な政治情勢が続きましたが、その中から勢力を拡大したのは、共産主義を標榜（ひょうぼう、主義・主張や立場などを公然と表すこと）するレーニンでした。マルクスに由来する「貧富の差を憎むとともに私有財産制を否定して、資本を人民で共有する」という耳に心地よい思想が、それまでの長い帝政に苦しめられてきたロシアの民衆の熱烈な支持を集めたのです。

かくしてレーニンは、1917（大正6）年11月にクーデターによって政治の実権を握ることに成功し、世界で初めての社会主義（＝共産主義）政権であるソビエト政権を樹立しました。これを「十一月革命」、またはロシアの当時の暦に合わせて「十月革命」といいます。

ソビエト政権は、1922（大正11）年に「ソビエト社会主義共和国連邦」を成立させましたが、その裏でロマノフ王朝の一族をすべて処刑したばかりか、共産主義に賛同しないと見なした人民を数百万人も虐殺（ぎゃくさつ）するなど、血にまみれた恐怖政治を行い続けました。そして、広大な領土を持つ共産主義国家が突然誕生した現実には、我が国を含めた周辺諸国に甚大（じんたい）な影響を与えることになってしまうのです。

いわゆる「ロシア革命」を成功させたソビエト政権は、それまで対立していたドイツと休戦し、1918（大正7）年3月に「ブレスト＝リトフスク条約」を結んで、第一次世界大戦の東部戦線から軍を撤退させましたが、これはドイツが西部戦線に兵力を集中させることが可能になったことを意味していました。

ドイツに戦力を集中されることを恐れたイギリス・フランス・イタリアの三国は、当時シベリアで孤立していたチェコスロバキア軍を救援するという目的で、我が国にシベリアへの出兵を要請してきましたが、出兵によってアメリカをこれ以上刺激したくなかった我が国はこれを拒否しました。

その後、チェコ軍が危機に陥（おちい）っているという情報が流れて、アメリカ国内でチェコ軍の救援に向けて派兵すべしとの世論が高まり、アメリカが我が国に共同出兵を要請してきたことで、当時の寺内正毅内閣がようやく重い腰を上げて、大正7（1918）年8月にアメリカ・イギリス・フランスとともにシベリアへ派兵しました。これを「シベリア出兵」といいます。

しかし、出兵に際してそれぞれの思惑を持っていた各国は意思の疎通（そつう）を欠き、特に我が国はアメリカと激しく対立しました。なぜなら、アメリカが出兵した本音が「日本が満州北部やシベリアに進出するのを防止すること」であったのに対して、我が国には「ソビエトによる共産主義支配の危機が迫った満州を守る」という強い意思があったからです。

シベリア出兵は思ったよりもはかばかしい効果があげられないまま、大正9（1920）年初頭には各国が撤兵を開始しました。我が国もアメリカからの共同出兵打ち切りの報を受けて、撤兵への機運が高まりましたが、そんな折にとんでもない惨劇（さんげき）が起きてしまいました。

樺太(からふと)の対岸に位置し、黒竜江(こくりゅうこう、別名をアムール川)がオホーツク海に注ぐ河口に位置する沿海州のニコライエフスクには、日本人居留民や日本軍守備隊など合わせて約七百数十名が駐留していましたが、大正9(1920)年1月下旬に、革命軍のバルチザン(=非正規の戦闘集団のこと)が包圍攻撃を仕掛けてきました。

バルチザンは我が国の守備隊と一旦は講和しましたが、やがて共産主義に同調しないニコライエフスクの市民を革命裁判と称して次々に虐殺するなど乱暴狼藉(らんぼうろうぜき)を繰り返し、同年3月には日本軍守備隊を全滅させ、また一部の日本人居留民を捕虜(ほりょ)としました。

日本政府は雪解けを待ってニコライエフスクに救援軍を派遣しましたが、バルチザンは救援軍が到着する前に、捕虜としていた日本人をことごとく惨殺(ざんさつ)したほか、市民のおよそ半分にあたる約6,000人を反革命派として虐殺し、最後には市外に火を放って逃走しました。

ニコライエフスクにいた約七百数十名の日本人全員が、戦死あるいは虐殺されるという大惨事に対し、我が国内で「元寇(げんこう)以来の国辱(こくじやく)だ」と対ソ強硬論が高まったのは当然でした。なお、この悲惨な事件はニコライエフスクの当時の呼称から「尼港(にこう)事件」と呼ばれています。

尼港事件に激高した世論を受け、我が国は事件の解決まで北樺太を保障占領することを宣言しました。なぜなら、事件当時に訴えるべき相手方たる政府が、シベリアには公的に存在しなかったからです。

後になって、ソビエトの革命政府が事件の非を認めてバルチザンの責任者を処刑しましたが、我が国が求めた賠償を革命政府が拒否したこともあって、現地での安全保障を重視した我が国は、大正11(1922)年までシベリアから撤兵ができませんでした。

シベリア出兵は最終的に当時で約10億円を費(つい)やしたほか、将兵約72,000人を現地に派遣し、そのうち約3,500名を失うこととなりましたが、結果としては何も得るものがなかったばかりか、領土的野心を周辺諸国に疑われ、特に日米関係に大きな溝をつくってしまいました。

ところで、我が国の多くの住民や兵士が虐殺された尼港事件ですが、これだけの惨事でありながら、なぜか我が国の高校での歴史教科書の多くが取り上げていません。

そればかりか、チェコ軍の孤立を自国の領土的野心を満たす好機として我が国が進んで出兵したとか、あるいは我が国がシベリアでズルズルと駐留を続けたことで国際的な非難を浴びたというような、余りにも一方的な記述が見られる教科書もあり、当時の我が国が置かれた深刻な状況を判断することが極めて難しくなっています。

なお、我が国が保障占領した北樺太ですが、国家としてのソ連が成立した後の大正14(1925)年に日ソ基本条約が締結され、両国の国交が樹立したのを受けて、我が国が撤兵しています。

ロマノフ王朝による帝政ロシアの時代に、当時の民衆は支配者たる王朝の圧政に苦しめられ続けま

した。だからこそ、彼らはマルクスによる「貧富の差を憎むとともに私有財産制を否定して、資本を人民で共有する」という共産主義思想に憧れて、ロシア革命を引き起こしたのです。

しかし、共産党による一党独裁の政治を始めたソビエトは、共産主義社会の実現を名目として、反対する民衆を、裁判にかけることもなく有無を言わず大量に虐殺しました。政治や言論の自由を失った民衆からしてみれば、ロマノフ王朝以上に抑圧された、非民主国家での圧政の日々と言えたかもしれません。

自国での革命に成功したソビエトは、世界の共産化をめざして1919（大正8）年に「コミンテルン」を組織しました。コミンテルンの主な目的は、各国の知識人や労働者をそそのかして、共産主義の革命団体を世界中に旗揚げし、そのすべてをソビエトからの指令によって動かすことで、各国の内部を混乱させて共産革命を引き起こそうというものでした。

コミンテルンはやがて目標の一つを東アジアに定め、中国大陸内で民衆に共産主義を広めたほか、我が国にもコミンテルン日本支部ともいうべき組織を「日本共産党」という名称で大正11（1922）年に秘密裏（ひみつ）りに立ち上げました。

そもそも我が国は、ソビエトと国境を接した満州に権益を持ち、あるいは朝鮮半島を自国の領土としていましたから、ロマノフ王朝を皆殺しにするなど、君主制の廃止を何とも思わなかった共産主義による脅威（きょうい）を、天皇陛下に万が一のことがあつては大変なことになると、世界で最も強く感じていました。

共産主義への恐怖と内部で密（ひそ）かに進んだコミンテルンの工作とが、大正時代以降の我が国の歩みを大きく狂わせる結果を招くようになるのです。

2. ヴェルサイユ体制とワシントン体制

さて、4年以上も続いた第一次世界大戦でしたが、アメリカ大統領ウィルソンが提唱した「十四か条の平和原則」を、ドイツが1918（大正7）年11月に受け入れたかたちによって、ようやく休戦となりました。

翌1919（大正8）年1月に、フランスのパリで講和会議が開かれましたが、我が国も連合国の一国として、当時の原敬（はらたかし）内閣が、西園寺公望（さいおんじきんもち）を全権として会議に派遣しました。

会議の結果、同年6月にドイツと連合国との間で講和条約が結ばれましたが、ドイツは全植民地を失ったほか、本国領土の一部を割譲（かつじょう）させられたのみならず、軍事を制限されたうえに多額の賠償金が課せられることになりました。なお、この講和条約は「ヴェルサイユ条約」と呼ばれており、また、条約に基づく新たなヨーロッパの国際秩序を「ヴェルサイユ体制」といいます。

ヴェルサイユ条約によって、我が国は山東半島におけるドイツの権益を譲り受けたほか、赤道以北

の旧ドイツ領南洋諸島の委任統治権を得ました。なお、このときに我が国が委任統治した島々の一つに、現在の「パラオ共和国」があります。

パリ講和会議は敗戦国となったドイツにとって非常に厳しい内容となりましたが、実は我が国にとっても、権益など得るものが多かった一方で、国際的に苦しい立場に追い込まれることになったというもう一つの事実があり、またそうなった原因をつくったのが、アメリカとチャイナ（＝中華民国）でした。

我が国は連合国の一員としてパリ講和会議に参加しましたが、会議において最も発言権が強かったのはアメリカでした。なぜなら、先述したように、ヨーロッパ本土で多くの血を流して共に戦ったアメリカと、山東半島や地中海など限定的な戦闘に留まった我が国とでは、他の主要な連合国であるイギリスやフランスの感謝度が全く違ったからです。

かくして、講和会議はアメリカ・イギリス・フランスを中心に行われただけでなく、アメリカは自国の立場を利用して、会議にオブザーバーとして参加した中華民国の発言権を認めました。

会議において、中華民国はドイツの旧権益を、我が国を通さずに直接返還することを申し出るなど強気な発言を繰り返し、最終的にヴェルサイユ条約の調印を拒否しましたし、チャイナの国内における排日活動も、アメリカの支持を得て激しくなっていました。

また、先述した十四か条の平和原則に基づいて、国際紛争の平和的解決と国際協力のための機関として、1920（大正9）年に「国際連盟」が設立されましたが、連盟で行われた会議において、日米両国がまたしても激しく対立することになったのです。

国際連盟の設立にあたって、我が国は世界史上初めて「人種差別撤廃案」を提出しました。当時はアメリカで多くの日本人移民が排日運動によって迫害されていたこともあり、有色人種への謂いわれなき差別を解消するには、同じ有色人種の国でかつ国際連盟の常任理事国という強い立場だった日本が果たすべき責任がある、と強く自負していたのです。

我が国が提出した撤廃案は、会議に出席した16か国のうち、11か国の多数の賛成を得ましたが、議長であったアメリカのウィルソン大統領が「このような重要な事項は全会一致でないと認められない」と主張して強引に否決しました。

アメリカからすれば、日本人移民の迫害ができなくなることへの危機感もありましたし、何よりも、これまでの「白人を中心とする世界秩序」や「有色人種を奴隷(どれい)扱いする植民地制度」を破壊する可能性が高い提案は、欧米列強にとって「危険思想」以外の何物でもなかったのです。

かくして我が国は、アジアやアフリカの独立諸国や植民地支配を受けていた有色人種の民族に大きな勇気を与えた一方で、欧米列強からますます警戒されるようになり、特にアメリカの日本敵視がさらに強くなってしまいました。

ちなみに、世界平和の実現に大きな期待が寄せられた国際連盟でしたが、常任理事国として日本・イギリス・フランス・イタリアが選ばれたものの、そもそもの提案国であったアメリカが上院の反対で加盟できなかつたり、またロシア（＝ソビエト）や敗戦国であったドイツが除外されたりするなど、運営は当初から順調ではありませんでした。

パリ講和会議において、先述のとおりオブザーバーの立場に過ぎなかつた中華民国は、アメリカの支持を受けて、我が国の権益の無効を主張したほか、ヴェルサイユ条約の調印をも拒否しましたが、アメリカによる支援は中国大陸内にも及び、日本人と日本製品の排斥（はいせき）運動が次々と起こりました。

また、これも先述しましたが、講和会議以前の1915（大正4）年に、我が国がチャイナに対して行った提案を袁世凱（えんせいがい）が「二十一箇条の要求」と捏造（ねつぞう）したばかりか、要求を受け入れた5月9日を「国恥（こくち）記念日」としたり、袁世凱亡き後の北京政府が、西原借款（しやっかん）によって我が国と癒着（ゆちゃく）した格好となつたりしたことも、チャイナの国民の反発を招きました。

こうした流れの中で、1919（大正8）年5月4日に、北京で学生を中心に行われたデモ行進をきっかけとして、チャイナの各地で学生・商人・労働者らによる激しい反日運動が起こりました。これを「五・四（ご・し）運動」といいます。

五・四運動は反日運動であるとともに、チャイナの国内におけるナショナリズムを高めた効果があったとされていますが、実は、同じ年に同じ東アジアで広がった事件も大きな影響を与えていました。

その事件とは、当時我が国が併合していた朝鮮で起きた「三・一（さん・いち）独立運動（または三・一事件、万歳事件）」のことです。

我が国は、国際的にも正当な手法において日韓併合を行い、朝鮮を自国の領土としましたが、それが合法的であったとしても、朝鮮半島の人々の自尊心が傷つけられたことには変わりはなく、朝鮮独立を求める声が高まっていました。

大正8（1919）年、アメリカのウィルソン大統領の民族自決（＝各民族が自らの意志によってその帰属や政治組織あるいは政治的運命を決定し他民族や他国家の干渉を認めないとする集団的権利のこと）に関する宣言に触発された朝鮮人によって、3月1日に京城（現在のソウル）のパゴダ公園（現在のタブッコール公園）を中心に各地で集会が行われました。

集会では「独立万歳」の声が上がり、やがて示威（しい、威力や氣勢を他に示すこと。いわゆるデモのこと）行為が朝鮮全土に広がったことによって警察との衝突が起こり、最後には軍隊も出動して流血の惨事となってしまいました。

三・一独立運動は不幸な出来事でしたが、その後の裁判によって死刑を宣告された人間は一人もい

ませんでした。当時の朝鮮総督である齋藤実(さいとうまこと)が融和策をとったからです。齋藤総督はその後集会や言論、あるいは出版に一定の自由を認めるなど、事件の反省を受けて朝鮮半島における統治政策を緩和しました。

第一次世界大戦への参戦をきっかけに、世界での発言権を高めることに成功したアメリカは、大戦後の体制を自国主導の下に構築しようと考え、イギリスを抜く世界一の海軍国をめざして、艦隊の増強計画を進めました。

アメリカの思惑に気付いた我が国は、これに対抗する目的で、艦齢8年未満の戦艦8隻(せき)と巡洋戦艦8隻を常備すべく、八八艦隊の建造計画を推進していましたが、果てしない軍拡競争に疲れたアメリカは、やがて世界各国に海軍の軍備制限を呼びかけました。

かくして大正10(1921)年に、アメリカ大統領ハーディングが中心となって、海軍軍備制限と極東及び太平洋問題に関する国際会議がワシントンで開かれました。これは、今日では「ワシントン会議」と呼ばれています。

ワシントン会議には、アメリカや日本の他に、イギリス・フランス・イタリア・中華民国・オランダ・ベルギー・ポルトガルの計9か国が参加して行われ、我が国からは、当時の海軍大臣で後に首相となった加藤友三郎(かとうともさぶろう)を全権とする代表団が派遣されました。

この会議によって、アメリカが大きな利益を得たのに対して、我が国は第二次世界大戦、あるいは大東亜戦争にもつながる国際社会での孤立を招くことになってしまうのです。

ワシントン会議で、まず槍玉(やりだま)にあげられたのが日英同盟でした。明治35(1902)年に初めて結ばれた日英同盟は、日露戦争の終結後も、第一次世界大戦で我が国がドイツへ参戦するきっかけとなるなど、日英両国にとって価値の高いものでした。

しかし、我が国を激しく憎むアメリカにとって、将来日本と戦争状態となることを想定すれば、日英同盟は邪魔(じゃま)な存在でしかなかったのです。このためアメリカは、ドイツが敗れて同盟の必要なくなったことを口実として、カナダとともに日英同盟の破棄を強く迫りました。

イギリスは日英同盟の破棄までは必要ないと考えていましたが、第一次世界大戦において経済的あるいは軍事的に大きな恩恵を受けたアメリカの強硬な態度に抗しきれず、日英同盟を破棄する代わりに、イギリス・アメリカ・日本・フランスの「四か国条約」が大正10(1921)年に結ばれました。

しかし、同盟というものは「1対1」だからこそ威力を発揮するのであり、数か国が連帯すれば責任の所在が分からなくなることから、何の意味もなくなってしまうのが常識でした。まさに「共同責任は無責任」であり、太平洋の現状維持を取り決めた四か国条約が、この後に役立つことはなかったのです。

我が国が日英同盟を破棄することに応じたのは、軍縮問題を会議の中心と考へ、四か国条約が世界平和につながると単純に信じた、全権大使の幣原喜重郎(しではらきじゅうろう)による軽率な判断があったからだといわれています。なお、幣原はこの後に「協調外交」という名の「相手になめられ続けるだけだった弱腰外交」を展開し、我が国に大きな影響を与えることとなります。

理由はどうあれ、日英同盟の破棄によって、我が国は強力な同盟国であるイギリスを失うことになりました。この後、アメリカは事実上孤立無援となった日本を狙い撃ちし、我が国をますます追いつめるようになるのです。

一方、日英同盟の破棄はイギリスにとっても致命的でした。日英同盟があったからこそ、イギリスはアジアに気を配らずに済み、第一次世界大戦においてヨーロッパ大陸に兵力を集中させることができたのです。

しかし、日英同盟が破棄されてからわずか20年で大東亜戦争が始まり、イギリスは戦艦プリンス・オブ・ウェールズが日本によって轟沈(ごうちん)させられるなど大きな損害を受けました。さらには、同じ有色人種である日本の奮戦に勇気づけられた、インドやシンガポールなどが戦後に次々と独立し、気が付けば植民地の大半を失ってしまいました。

一つの外交同盟の存在の有無が、世界中にかくも大きな影響をもたらすようになってしまうのです。日英同盟の終わりこそが、その後の我が国と世界の運命に甚大な影響を与えたことを、現代の日本人は忘れてしまっていますが、この事実はもっと意識されるべきことです。

さて、四か国条約が結ばれた翌年の大正11(1922)年には、条約を結んだイギリス・アメリカ・日本・フランスにイタリアを加えた5か国の間に「ワシントン海軍軍縮条約」が結ばれ、主力艦の保有総トン数をアメリカ・イギリスが5、日本が3、フランスとイタリアが1.67の割合に制限しました。

我が国の海軍は、米英への対抗のため対7割(米英5、日3.5)を唱えましたが、海軍大将でもあった全権の加藤友三郎が、これを抑えるかたちで調印しました。また、条約締結後は各国が10年間戦艦を建造しないことも取り決められました。

軍縮条約によって、西太平洋における防備に関して各国が制限を受けることになりましたが、なぜかアメリカのハワイとイギリスのシンガポールはその例外とされました。つまり「日本だけが西太平洋における防備を一方向的に削られた」格好となったのです。

後に我が国が大東亜戦争の際に、ハワイの真珠湾を最初に攻撃し、またシンガポールにも激しい攻撃を加えた理由には、この不平等ともいえる条約がもたらした軍事的な不均衡(ふきんこう)も含まれていました。

ワシントン海軍軍縮条約と並行して、軍縮条約を結んだ5か国に中華民国・オランダ・ベルギー・ポルトガルが加わって、大正11(1922)年に「九か国条約」が結ばれました。この条約によって、

アメリカが提唱していたチャイナの領土と主権の尊重や、経済活動のためのチャイナにおける門戸開放・機会均等の原則が国際条約によって成文化されましたが、これは、我が国が九か国条約より先にアメリカと結んだ、石井・ランシング協定に明らかに反するものでした。

なぜなら、石井・ランシング協定で、アメリカはチャイナにおける日本の特殊権益の保有を認めていたにもかかわらず、九か国条約によって、チャイナの権益は「すべての国が平等」となってしまったからです。

アメリカにとって石井・ランシング協定は、自国が第一次世界大戦に参戦中に日本が中国大陸に対して余計な手出しをさせないために、その場しのぎで結んだに過ぎなかったのです。事実、先述のとおり、この協定は九か国条約が発効した大正 12 (1923) 年に破棄されてしまいました。

この後、我が国が中国大陸に何らかの立場に関わる度に、アメリカを中心とする世界が九か国条約違反を強硬に主張したことで、我が国のみが国際的な非難を浴びる遠因となりました。さらに、我が国は九か国条約に基づいて、ヴェルサイユ条約という名の国際的にも「正当な手段」で手に入れた山東半島における旧ドイツ権益を、大正 11 (1922) 年に中華民国に返還することになってしまいました。これを「山東懸案解決条約」といいます。

ワシントン会議によって成立した様々な国際協定は、東アジアや太平洋地域における列強間の協調をめざしたものであり、当時は「ワシントン体制」と呼ばれました。

ワシントン体制は、ヨーロッパのヴェルサイユ体制とともに、第一次世界大戦後の世界秩序を形成することになりましたが、我が国にとっては大戦で得た様々な権益を放棄させられるなど、アジアにおける政策に対して、列強からの強い制約を受けることになったほか、日英同盟の破棄によって、国際的な孤立にもつながるようになりました。

しかも、このワシントン体制には「大きな欠陥(けっかん)」がありました。ワシントン会議後に成立したソビエト連邦が会議に参加していないことで、九か国条約をはじめ数々の国際条約の制約を受けなかったことから、アジアにおいて他国に構うことなく、自由に侵略を行うことが可能だったのです。

巨大な軍事国家でもあったソ連の誕生は、やがてアジアの赤化をもたらすとともに、我が国を苦境に追いつめることになりましたが、そんな我が国に対して、別の方向からさらに追い打ちをかける法律が 1924 (大正 13) 年に成立しました。

それは、アメリカによる「日本人排斥移民法」のことです。

先述のとおり、アメリカの対日感情は年を経るごとに悪化していきましたが、それに追い打ちをかけたのが、国際連盟において我が国が提出した人種差別撤廃案でした。白色人種の有色人種に対する優越を否定する案に激高したアメリカは、ますます日本を追いつめるようになったのです。

1920（大正9）年にはカリフォルニア州で第二次排日土地法が成立し、日本人移民自身の土地所有の禁止だけでなく、その子供にまで土地所有が禁止されました。続いて1922（大正11）年には、アメリカの最高裁判所で黄色人種、すなわち日本人のアメリカへの帰化権が否定されたのみならず、すでに帰化した日本人移民の帰化権まで奪われることになりました。

そして1924（大正13）年に、日本人排斥移民法がアメリカ全土に適用される「連邦法」として成立し、アメリカは国家全体として日本人移民すべてを排斥することを宣言したのです。

アメリカによる一方的かつ冷酷な態度に、日本人の多くはアメリカに対するそれまでの感情を激変させ、敵視するようになりました。後に我が国がアメリカと大東亜戦争を始めた際、日本国民の多くが「大変なことになった」と思ったと同時に、「積年の思いが晴れてスッキリした」と考えた人々も決して少なくなかったのです。

なお、日本人排斥移民法が成立した当時は摂政宮（せつしょうのみや）であられた昭和天皇は、後年に「先の大戦の遠因はアメリカ移民の問題であり、近因は石油が禁輸されたことである」と仰っておられます。

3. 幣原外交の挫折と復活

1911（明治44）年に辛亥（しんがい）革命が起きて清国が滅亡し、孫文（そんぶん）によって中華民国が建国されましたが、その後のチャイナは軍閥割拠の北方派（＝北京政府）と、国民党を結成した孫文率いる南方派とに分裂し、果てしない権力抗争が続いていました。

中国大陸の混乱を共産主義化の好機と見たソビエト政権のコミンテルンは、1921（大正10）年に「中国共産党」を組織させたほか、大陸制覇に何度も失敗していた孫文に対して言葉巧（たく）みに近づきました。

1923（大正12）年に、コミンテルンのボロジンやヨッフエと次々に会談した孫文は、チャイナの全土統一のためにソ連の援助を受けることを決断し、翌1924（大正13）年に共産党と連携（れんけい）しました。これを「第一次国共合作」といいます。

しかし、この国共合作は、コミンテルンが仕組んだ「巧妙な罠（わな）」でした。新たに孫文の顧問となったボロジンは、中国共産党を裏で操りながら国民党をも動かす地位を得たことで、彼の指示によって多くの共産党員が国民党内に流れ込み、国共合作後のチャイナの情勢に大きな影響を与えてしまうのです。

1925（大正14）年に孫文が死去した後に国民革命軍総司令となった蒋介石（しょうかいせき）は、翌1926（大正15）年に、未だに軍閥が支配していた北京に向かって攻めることを決断しました。これを「北伐（ほくぱつ）」といいます。

国民革命軍は、南京などの主要都市を次々と攻め落としましたが、その一方で、国民党内で共産党

員が増加していた事態を警戒した蒋介石は、1927（昭和2）年4月に、上海で多数の共産党員を殺害しました。この事件は、今日では「上海クーデター」と呼ばれています。

上海クーデターの後に国民政府を立ち上げた蒋介石が、共産党と対決する姿勢を明確に示したことで、第一次国共合作は事実上崩壊しました。蒋介石が率いた革命軍は、その後も北伐に向けて進撃を続けましたが、チャイナにおける大きな混乱は、大陸に権益を持っていた世界各国に深刻な影響をもたらしていました。

上海クーデターより以前の1927（昭和2）年1月、当時は租界と呼ばれた外国人居留地であった漢口（かんこう）や九江（きゅうこう）が革命軍に次々と襲われ、多数のイギリス人が殺害されただけでなく、租界そのものを革命軍に奪われてしまうという事件が発生しました。これを「イギリス租界奪取事件」といいます。この非常事態に対して、イギリスは自国内で多数の軍隊を動員するとともに、かつての北清（ほくしん）事変にならって列強各国に出兵を要請しました。

しかし、我が日本は「外交上の理由」でこの要請を拒否してしまうのです。

大正13（1924）年に加藤高明（かとうたかあき）内閣が成立した際に外務大臣となった幣原喜重郎（しではらきじゅうろう）は、我が国の権益を守りつつもチャイナには配慮し、また欧米との武力対立を避けながら、貿易などの経済を重視するという外交を展開しました。

幣原外相による外交は今日では「幣原外交」、あるいは「協調外交」と呼ばれ、一般的な歴史教科書では肯定的な評価が多く見られますが、その平和的な姿勢が、相手国にとっては「軟弱外交」とも映ったことで、結果として我が国の外交面での信頼を大きく損ねることになったのです。

先述したイギリス租界奪取事件においても、協調外交の姿勢を重視した幣原外相は、イギリスからの出兵要請を無視しましたが、これに味をしめたチャイナの革命軍は、同じ昭和2（1927）年3月に南京の我が国を含む外国領事館や居留民を襲撃し、これに怒ったイギリスとアメリカの軍艦が砲撃戦を行いました。これを「南京事件」といいます。

南京事件は在留の日本人が殺害されるなどの大きな被害をもたらしましたが、事を荒立てるのを嫌った幣原外相が、チャイナに対して一切報復せずに固く「平和」を守ったため、その「弱腰」ぶりがさらなる悲劇をもたらすことになってしまいました。

南京事件の発生からわずか10日後の昭和2（1927）年4月3日、我が国の水兵とチャイナの民衆との衝突をきっかけとして、暴徒と化したチャイナの軍隊や民衆が漢口（かんこう）の日本領事館員や居留民に暴行危害を加えるという事件が起きました。これを「漢口事件」といいます。

イギリス租界といい、南京といい、また漢口といい、国際的な条約によって列強が保有していた租界に対して、暴徒が押しかけて危害を加えたり略奪を働いたりする行為は不法そのものでした。しかし、我が国はチャイナに攻撃を仕掛けることで大陸中が大混乱になり、その結果多くの日本人居留地や居留民が被害を受けることを恐れるあまり、協調外交を口実に一切の報復を行わなかったの

です。

南京事件や漢口事件が起きたことで、日本国内においても幣原外相の「軟弱外交」に対する批判がようやく高まりましたが、当時は金融恐慌(きんゆうきょう)などによって内政が大混乱となっており、チャイナによる度重なる租界襲撃に対して一切の報復を行わなかった我が国が、世界における信頼を失いつつあることにまで気が付いていませんでした。

「過ぎたる協調外交は結果として国を滅ぼしかねない」。これも歴史における大きな教訓ですが、実は幣原外交はこの2年後に復活して、我が国をさらなる混乱に巻き込んでしまうのです(詳しくはいずれ後述します)。

なお、南京事件や漢口事件はいずれも中国共産党の扇動によって起きたとされており、これらが蒋介石による上海クーデターにつながったといわれています。

陸軍大将で立憲政友会総裁の田中義一(たなかぎいち)が昭和2(1927)年4月に内閣を組織すると、首相自らが外務大臣を兼任した田中内閣は、それまでの幣原(しではら)外相による協調外交から、チャイナにおける日本の権益を守るために、積極外交へと方針を大きく転換しました。

昭和2(1927)年の中国大陸では、蒋介石の国民革命軍による北伐が急激に進み、北京・天津(てんしん)方面から山東(さんとう)半島へと迫りつつありましたが、山東半島には数多くの日本人が居留していたほか、莫大(ばくだい)な投資を行っていたため、先述した南京事件や漢口(かんこう)事件といった悲劇を繰り返さないためにも、これらの人的あるいは物的な保護が政府の大きな課題となりました。

昭和2(1927)年5月、田中内閣はイギリスやアメリカ・フランス・イタリアといった諸外国に事前に連絡し、反対がないことを確認したうえで、山東半島へ向けて出兵しました。これを「第一次山東出兵」といいます。

第一次山東出兵の後に、蒋介石が北方軍閥に敗れて北伐を中止すると、山東半島における危機が去ったとみなした日本軍は、同年9月までに撤兵しました。

我が国による第一次山東出兵に対し、チャイナによる居留地への襲撃に我が国と同じように悩まされていた欧米列強は、歓迎の意を示すとともに出兵を評価しましたが、当時のチャイナに存在した、北方軍閥による北京政府や、国民党の容共派(=共産主義に理解を示して協力する一派のこと)と共産党からなる武漢(ぶかん)政府、さらには蒋介石の南京政府の3つに分かれていた政府は、いずれも抗議声明を出すとともに、排日運動が激しくなりました。

一方、田中内閣は、昭和2(1927)年6月に東京で日中の外交官や軍人など関係者を招集して「東方会議」を開き、チャイナにおける我が国の権益を守るため、積極的に防衛対策を行うことが決められました。

翌1928(昭和3)年に蒋介石が北伐を再開すると、田中内閣は同年4月に「第二次山東出兵」を行

い、多数の日本人が居留していた済南(さいなん)を警備しました。5月になって蒋介石の国民革命軍が済南に入城すると、日章旗を損傷したり、排日ビラを貼付(ちようふ)したりするなどの反日行為を行ったため、日本軍が抗議しました。

これに対し、蒋介石は「済南の治安は革命軍が責任を持って確保するので、城内の日本軍による警備を撤去してほしい」と申し入れしてきたので、蒋介石を信用した日本軍は、夜を徹して兵を引き揚げました。

しかし、このことが、信じられないような虐殺事件を招いてしまうのです。

昭和3(1928)年5月3日朝、済南の国民革命軍の兵士が突如として居留民を襲撃し、多数の日本人が、およそ血の通った人間がやったとは思えないような惨(むご)たらしい手法によって虐殺されました。

国民革命軍による非人道的な虐殺行為に激高した我が国は、直ちに「第三次山東出兵」を行って済南城を攻撃すると、革命軍は夜陰に乗じて城外に脱出し、日本軍が済南を占領しました。これら一連の流れは「済南事件」と呼ばれています。

当時の欧米列強は、日本軍による軍事行為を正当防衛と認めましたが、済南で日本軍がチャイナの便衣兵(べんいへい、いわゆるゲリラのこと)を射殺した際、その中にチャイナ的外交官も含まれていたことから、チャイナが「日本軍が無抵抗の外交官を虐殺した」と喧伝したほか、国際連盟に提訴するなどして我が国を激しく非難しました。

ところで、我が国の歴史教科書では、済南事件についての記述はあるものの、チャイナによる虐殺行為が一切書かれていないため、なぜ日本軍が国民革命軍を攻撃したのかという理由が分からなくなっています。

済南事件後も、蒋介石が北伐を続けて北京に迫ったため、日本政府は蒋介石と北方軍閥の張作霖(ちようさくりん)に対して「満州の治安維持のためには武力行使も辞さない」と通告しました。

済南事件による悲惨な虐殺を経験した我が国は、北伐が当初の目的である北京占領で終わらず、日本の生命線たる満州の權益を害しに来ることを恐れたのです。

北京へ迫る蒋介石の国民革命軍と、満州を守る日本軍とに挟まれた張作霖は総退却を決断し、昭和3(1928)年6月に、再起を期して北京から満州へと列車で移動しましたが、同月4日に奉天(ほうてん、現在の瀋陽=しんよう)郊外で列車ごと爆破されて死亡しました。

この「張作霖爆殺事件」は、当時「満州某(ぼう)重大事件」と報じられ、国民には真相が知らされていませんでしたが、やがて事件の首謀者として、関東軍の河本大作(こうもとたいさく)大佐が浮かび上がりました。

田中首相は、昭和天皇の思召(おぼしめ)しもあって、事件の関係者の厳重処分を決断しましたが、閣僚や陸軍の反対を受けてしまい、結局事件をうやむやにしたうえで、翌昭和 4 (1929) 年 6 月 27 日に、調査結果を昭和天皇に上奏(じょうそう、天皇に意見や事情などを申し上げること)しました。

まだ 28 歳とお若かった昭和天皇のお顔の色がにわかに変わり、お怒りの声を発せられました。

「この前の約束と話が違うではないか！」

昭和天皇は、常に我が国の繁栄と国民の安寧(あんねい、無事でやすらかなこと)を願われていました。それが天皇としての当然の責務と思われておられたのです。そして、我が国が平和であるためには、世界の国々とも友好を深めることが何よりも大切であるとお考えでした。

そのためには、軍隊であっても当然規則を守らねばならないはずなのに、大きな事件を起こしたばかりか、その結果をうやむやにしようとする田中首相の報告を、昭和天皇はお許しになられなかったのです。そして、そのお怒りが、さらなるお言葉を生み出してしまいました。

「辞表を出してはどうか」。

昭和天皇から直接辞職を迫られた田中首相は大きなショックを受けて、5 日後の 7 月 2 日に内閣を総辞職すると、それから 3 か月も経たない同年 9 月 29 日に死亡してしまいました。

なお、立憲政友会の田中内閣が総辞職したことによって、憲政会と政友本党とが合同して誕生した立憲民政党の浜口雄幸(はまぐちおさち)が新たに内閣を組織しましたが、その際に幣原喜重郎が再び外務大臣となったことにより、この後の我が国は、復活した協調外交という名の「弱腰外交」によって、さらなる大きな混乱を招いてしまうのです。

さて、後に田中義一の死去をお知りになった昭和天皇は、お心の中で「しまった」と思われました。なぜなら、陛下が行われたことは、結果的に大日本帝国憲法(=明治憲法)で定められた立憲君主制に反することだったからです。

いくら曖昧(あいまい)な報告だったからとはいえ、昭和天皇が田中首相に直接辞職を迫られたことは「天皇による政治への介入」に他なりませんでした。

これは「国王は君臨すれども統治せず」とする立憲君主制の原則を明らかに破ることなのです。

まして、ご自身の発せられた言葉が内閣を総辞職させ、首相を死に追いやったかもしれないという結果が、日頃から責任感のお強かった昭和天皇に大きな影響をもたらすことになりました。

この事件以降、昭和天皇はご自身に誓われました。

「今後、内閣が私に上奏することは、たとえ自分の考えと反対の意見であったとしても、裁可を与

えることにしよう」。

昭和天皇にとっては、立憲君主というご自身のお立場をお考えになってのご決断でしたが、時代は統帥権干犯(とうすいけんかんぱん)に関する問題が深刻化しており(詳しくは後述します)、陛下のご決断は、結果として軍部の様々な行動を黙認されることにつながってしまいました。

これ以降、昭和天皇は、内閣とは無関係に、ご自身で政治的な問題に決断されることが2回ありました。それは、昭和11(1936)年2月の「二・二六事件」と、昭和20(1945)年8月のいわゆる「終戦のご聖断」です。

なお、張作霖爆殺事件は関東軍の河本大作大佐が首謀者であったと長い間考えられてきましたが、最近の研究では、ソ連のコミンテルンによる謀略ではないかという説も出てきています。

4. 世界的な恐慌と統帥権干犯問題

大正末期から昭和初期にかけて、すなわち1920年代の世界では恐慌が相次いで発生し、数多くの失業者が生まれましたが、この背景には、発達途上にあつた資本主義に対する理解不足がありました。

当時の国家の多くが「資本主義による自由経済体制には限界があるのではないか」と思い込んだことで、世界経済は大きな変革を迎えるようになりました。

1929(昭和4)年10月、ニューヨークのウォール街において株価が大暴落したことをきっかけにアメリカで恐慌が起きると、その影響がヨーロッパなどにも飛び火して「世界恐慌(または世界大恐慌)」となりましたが、大恐慌を乗り切るためには国内産業を保護するしかないと考えたアメリカは、翌1930(昭和5)年に「ホーリー・スムート法」を成立させ、アメリカに輸出される多数の品目に対して、途方もなく高い関税をかけました。

突然のアメリカの仕打ちに激怒した他国が、報復としてアメリカ製品に対する関税を引き上げたことで、アメリカの貿易量は半分以上となり、恐慌が長期化しました。景気を回復させようとしたアメリカの政策が、かえって不況を増長させるという最悪の結果となったのです。

ホーリー・スムート法によって、それまでの自由貿易から一気にブロック経済に入ったアメリカに対し、イギリスも1932(昭和7)年に、カナダやオーストラリア・ニュージーランド・インドなどの英連邦諸国を集めてオタワ会議を開き、英連邦やイギリスとの間で、アメリカと同じように排他的な「ブロック経済」の体制を構築しました。

世界恐慌によって各国がブロック経済へと移行するようになった一方で、絶体絶命の危機を迎える国も現れました。それはドイツと我が日本です。

高い経済力を持つアメリカや、植民地を含めた領土が世界の4分の1の規模を占めていた大英帝国

ことイギリスがブロック経済体制に入ったという現実には、世界の貿易に重大な影響を与えましたが、アメリカやイギリス自身にとってはそれほど大きな問題にはなりませんでした。

なぜなら、アメリカは広大な領土とそこに眠る資源を持っており、またイギリスも世界各地に植民地を持っていたことから、両国とも自給自足による国家の運営が可能だったからです。

その他にもフランスやオランダ、あるいはソ連といった国々も、同じく自給自足によってブロック経済を乗り切ろうとしました。

しかし、第一次世界大戦によってすべての植民地を失ったドイツにとって、ブロック経済による貿易の抑止は死活問題でした。ブロック経済によって多くの失業者が町にあふれるという危機を迎えたドイツでしたが、そんなときに救世主が現れました。

彼こそが、ナチス(=国家社会主義ドイツ労働者党)を率いて 1933 (昭和 8) 年に政権を握ったヒトラーでした。ヒトラーは賠償金の支払いの破棄を宣言したほか、新たな体制の構築によって自給自足が可能な国家の建設をめざし、やがては他国との戦争を模索(もさく)するようになるのです。

なお、同じように経済的に苦しんでいたイタリアでは、1922 (大正 11) 年に政権を得ていたファシスタ党のムッソリーニが、領土の獲得をめざして 1935 (昭和 10) 年にエチオピアへ侵入しています。

ブロック経済体制は、他国との貿易によって国家の生計を立てていた我が日本にも深刻な影響を与えました。製品の輸出も資源の輸入もできなければ、国内産業が壊滅すると同時に国家の生命線である軍備も整えられなくなってしまうからです。

当時の世界全体が「自国の経済安定のためには他国を顧(かえり)みる余裕はない」という流れだったこともあり、やがて日本国内から「アメリカやイギリスを見習って、我が国だけの自給自足圏(けん)をつくる以外に生き残る術(すべ)はない」という声が挙がるのは、むしろ当然だともいえました。

こうした考えが、当時我が国が権益を持っていた満州を自給自足の、すなわち我が国が他国からの干渉を受けずに統治するという発想に至り、ドイツと共に第二次世界大戦への遠因の一つとなるのです。

しかしながら、そもそもアメリカやイギリスなどがブロック経済を行わなければ、日独両国はここまで追いつめられることはありませんでした。

いずれにせよ、英米を中心とするブロック経済体制は、共産主義という全く異なる経済体制であったために大きな影響を受けなかったソ連も含めて、世界の構図を大きく変えましたが、そんな中での当時の我が国による内政や外交の動きが、世界全体にさらなる影響をもたらすようになるのです。

ところで、1933 (昭和 8) 年にアメリカ大統領となったフランクリン＝ルーズベルトは、不況にあ

えぐアメリカ経済を立て直すために「ニューディール政策」を始めました。ニューディールとは「新規まき直し」のことであり、それまでの政府が限定的な市場への介入や経済政策しか行わなかった自由主義的経済から、政府が市場経済に積極的に関与する政策へと切り替えたものでした。

経済の自助作用から政府主導での経済立て直しへと政策を大きく転換した点では、むしろ社会主義的な色彩の濃いものとも言えるかもしれません。なお、ニューディール政策によってアメリカは大規模な公共事業を起こし、国民の雇用と賃金を確保することで不況を乗り切ろうとしました。

もっとも、アメリカが本格的に不況を脱出する要因となったのは、我が国と大東亜戦争に突入したことによって、第二次世界大戦へ参戦したことで、戦争特需が生まれたことが挙げられ、ニューディール政策にどれだけの影響があったかどうかは意見が分かれています。

なお、アメリカで12年ぶりの民主党政権となったことで、フランクリン＝ルーズベルトが、それまでの共和党政権が拒否してきたソ連の国家承認を就任早々行うなど、容共政権(=共産党に理解を示す政権のこと)の性格を持っていましたが、この事実は、今後の歴史を振り返る際に重要な意味を有することになります。

19世紀から20世紀にかけて、世界の列強諸国では「金本位制」を採用していました。金本位制とは金を通貨価値の基準とする制度であり、各国の金の保有量で通貨の発行高が決まると同時に、貿易での金のやり取りが景気を左右することになるため、一定の金を常に保有することが重要となる制度でもありました。

ところが、1914(大正3)年に第一次世界大戦が始まると、我が国を含む各国は、流出を防ぐ目的で金の輸出入を禁止したため、金本位制は一時停止されました。大戦後には世界各国が相次いで金本位制に復帰しましたが、その中で我が国だけが、関東大震災や金融恐慌といった混乱が続いたために遅れていたのです。

昭和4(1929)年7月に成立した立憲民政党の浜口雄幸(はまぐちおさち)内閣は、大蔵大臣に井上準之助(いのうえじゅんのすけ)を起用し、金の輸出入を解禁して(これを「金解禁」といいます)、列強と同じく金本位制に早期に復帰することを大きな目標としました。

金本位制では貿易赤字が続くと、その分だけ通貨(=金貨)が海外に流出して、国内の通貨量が減ると同時にモノの売り上げも落ち込むため、困った国内企業が経営合理化によってモノの値段を下げることで、結果として国内外で再び売り上げが伸びるようになる、という経済上での大きな特徴がありました。

我が国が金本位制に復帰すれば、世界における円の為替相場も安定するため、経営合理化によって輸出を拡大して、国内産業を活性化させると同時に、企業の国際競争力を確保することで、不況が続く日本経済を立て直すことが可能になるであろう、と浜口内閣は考えていたのです。

浜口雄幸内閣の蔵相となった井上準之助は、金解禁に備えて軍事予算の削減など徹底的な財政支出

の引き締めと同時に、金融の引き締めも行いました。財政支出や金融を引き締めれば、政府は金本位制に基づく正貨(＝一国の貨幣制度の基準となる貨幣のこと)の確保が可能になる一方で、国内の通貨量が減ってモノの値段が下がるという、いわゆるデフレーションになります。我が国の製品が安くなれば輸出量が増え、結果として景気が回復するであろうとする井上蔵相の思惑がありました。

金解禁の際に問題となったのが、円とドルとの交換比率でした。当時の為替相場が 100 円＝44 ドル前後 (1 ドル＝2.300 円前後) であった一方で、金の輸出入を禁止する前は「1 ドル＝2.005 円」でした。もし現在の相場を基準とした新平価(平価とは「外貨と比べての価値」のこと)で金解禁を行えば円安となり、日本製品の輸出に有利となります。

しかし、浜口内閣は新平価での金解禁を主張した国内の反対の声を押し切るかたちで、旧平価である「金 2 分＝1 円＝0.49875 ドル (1 ドル＝2.005 円)」での交換によって、昭和 5 (1930) 年 1 月 11 日に金解禁を断行しました。

これでは円高となって輸出に不利となりますが、円の価値を下げて解禁に踏み切れれば国としてのメンツが立たないと、国内の企業をあえて逆境の中に放り出すことによって、合理化と体質改善を行わせ、結果として国際競争力を強化させるという狙いがあったとされています。

ところが、浜口内閣や井上蔵相によるこうした目論見(もくろみ)は、完全に裏目となってしまったのです。

我が国が金解禁に踏み切って金本位制に復帰した前年の 1929 (昭和 4) 年 9 月に、先述した世界恐慌が始まっていましたが、当時はまだ経済学が発展途上だったこともあって、我が国では通常の不況と大差ないと思われていました。

だからこそ浜口内閣は金解禁を断行したのですが、当時はアメリカの大不況によって我が国の輸出額は激減していました。不況にあえぐ国が、他国からモノを買う余裕などなかったのです。このため、売れなくなった生糸や繭(まゆ)の価格が大暴落し、養蚕(ようさん)農家が大きな打撃を受けることになりました。

さらに我が国に深刻な影響をもたらしたのが、正貨(＝金貨)の大量の海外流出でした。世界恐慌の嵐が吹き荒れる中では、各国の正貨の保有が死活問題となりますが、そんな折に我が国が金解禁をしたものですから、世界各国が日本からの金の輸入に殺到し、我が国の金の保有量があっという間に減少してしまったのです。

加えて、金解禁をめざしていた浜口内閣が緊縮財政を行っていたことが、不況をさらに拡大させました。景気が悪化した際には、現代の「アベノミクス」のような積極的な経済政策が求められているにもかかわらず、その真逆を行ったことにより、全国各地で企業の倒産や操業短縮が相次いで、多数の失業者があふれるようになり、結果として「昭和恐慌」と呼ばれた甚大な恐慌に陥(おちい)ってしまいました。

なお、政府は恐慌への対策として、昭和6（1931）年に「重要産業統制法」を制定し、指定産業におけるカルテル（＝寡占状態にある同一業種の企業が競争を避けて利益を確保するために価格や生産量・販路などについて結ぶ協定のこと）の結成を促進し、生産と価格の制限を設けようとしています。

世界恐慌や金解禁などによって始まった昭和恐慌は、農村部にも深刻な影響をもたらしました。昭和5（1930）年はコメが大豊作となったことで、米価が暴落して豊作飢饉（ききん）となり、その翌年である昭和6（1931）年には逆に大凶作となりました。

折からの恐慌で農家の兼業が望めなくなったうえに、都市の失業者の多くが帰農した際に大凶作となったことから、農村では甚大な危機となりました。農家の多くは翌年の種籾（たねもみ）まで食い尽くしたほか、欠食児童や婦女子による身売り（＝親が給与を前借りして働きに出すこと）が続出しました。

金解禁を断行した浜口内閣への非難の声は、外務大臣の幣原喜重郎による協調外交がもたらした軍縮に関する問題（詳しくは後述します）もあって日増しに高まり、浜口首相が昭和5（1930）年11月に東京駅で狙撃（そげき）されると、翌昭和6（1931）年4月に内閣が総辞職し、後継の第二次若槻礼次郎（わかつきれいじろう）内閣も短命に終わりました。

その次の立憲政友会による犬養毅（いぬかいつよし）内閣が、組閣直後の昭和6（1931）年12月に「金輸出再禁止」を行ったほか、大蔵大臣の高橋是清（たかはしこれきよ）による経済政策によって、我が国の景気はようやく回復へと向かうのですが、それまでの昭和恐慌の爪痕（つめあと）は予想外に大きく、我が国の将来に重大な影響を与えることになるのです。

さて、1929（昭和4）年にアメリカで始まった世界恐慌がその後に数年間も続いたことで、当時の世界では、先述のとおり「資本主義による自由経済体制には限界があるのではないか」と考えられるようになりました。

一方、共産主義国家のソ連では、いわゆる「五か年計画」が成功しているかのように見えたことで、世界の経済政策は、先述したアメリカのフランクリン＝ルーズベルト大統領によるニューディール政策や、ドイツのヒトラーなど、自由主義から社会主義へとシフトし始めるものも現れました。

我が国でも、金融恐慌から昭和恐慌へと不況が続くなかで、北一輝（きたいっき）や大川周明（おおかわしゅうめい）などを中心として、次第に「国家社会主義思想」が広まるようになりました。

国家社会主義とは、天皇を中心としながらも、その思想は「貧富の差を憎むとともに私有財産制を否定して、資本を人民で共有する」という社会主義（＝共産主義）そのものでした。

要するにドイツのヒトラーや、当時のソ連の指導者であったスターリンを天皇に置き換えただけであり、天皇という「錦の御旗（みはた）」を利用することで、社会主義の本質をごまかしているに過ぎなかったのです。しかし、当時の我が国が大不況であったがゆえに、この国家社会主義思想は当時の軍人、特に青年将校を中心に大きな広がりを見せるようになりました。

当時の青年将校は、いわば「エリート中のエリート」でした。難関の旧制中学に合格した中でも特別の優等生だっただけでなく、明晰(めいせき)な頭脳と頑強な肉体を持っていた彼らの多くが、若くして少尉(しょうい)や中尉(ちゅうい)となり、多くの兵隊を預かっていました。

しかし、その優秀さとは裏腹に、彼らの給料は決して高くなく、また預かった兵士からは、東北地方を中心に欠食児童や婦女子の身売りなどの悲惨な境遇の話が聞かされたことで、多くの青年将校たちが、当時の経済体制を不満に感じるとともに憎むようになりました。

彼らの怒りは富裕層である地主や資本家、そして財閥(ざいぼつ)に向けられ、さらにはそんな体制を許しているとともに、財閥と癒着(ゆちゃく、好ましくない状態で強く結びつくこと)している(と彼らが思い込んでいた)政党政治をも敵視し始めました。

そんな彼らが、先述した国家社会主義思想に染まっていくのは、ある意味自然な流れでもありました。頭脳明晰で文武両道の青年将校たちは、自分の思想に絶対の自信を持っており、そんな彼らの様々な行動によって、やがて我が国の運命が大きく暗転することになるのです。

大正 11 (1922) 年に結ばれたワシントン海軍軍縮条約によって、主力艦の保有総トン数をイギリスやアメリカよりも低く制限された我が国でしたが、巡洋艦・駆逐艦(くちくかん)・潜水艦といった補助艦は制限されていなかったため、各国による補助艦を中心とする軍拡競争が続いていました。

このため、補助艦についても主力艦同様に制限をかけるため、昭和 2 (1927) 年にスイスのジュネーヴで、アメリカ・イギリス・日本の 3 か国間で討議されましたが、アメリカとイギリスとの意見の衝突によって物別れに終わりました。これを「ジュネーヴ軍縮会議」といいます。

その後、昭和 3 (1928) 年には、アメリカやフランスの提案によって各国の代表がパリに集まり、国際紛争の解決や国家の手段としての戦争を放棄することを規定した「パリ不戦条約」が結ばれました。

もっとも、不戦条約によって一切の戦争を放棄したわけではなく、自衛のための戦争は認められるという見解を、我が国を含む各国が持っていました。ただし、自衛戦争の範囲がどこまで認められるかについての明確な規定がなかったために、後に中国大陆などでの我が国による政策や軍事的行動が「不戦条約違反」として各国から非難されるようになったのです。

なお、パリ不戦条約には、違反した場合の制裁の規定はありませんでした。

昭和 5 (1930) 年、イギリスの仲介により、補助艦の制限を主な目的として、アメリカ・イギリス・日本・フランス・イタリアの 5 か国で「ロンドン軍縮会議」が行われ、我が国は若槻礼次郎元首相を全権大使として派遣しました。

会議では各国の意見が対立して難航しましたが、主力艦の建造禁止を昭和 6 (1931) 年末から昭和 11 (1936) 年末までさらに 5 年延長することや、補助艦の総トン数をアメリカ 10・イギリス 10.29・

日本 6.97 の比率にまとめることになりました。

しかし、かねてよりアメリカを仮想敵国として、政府から軍事予算を引き出させるとともに、対米戦に備えて補助艦たる潜水艦の建造を増やしていた日本海軍の軍令部は、補助艦の建造が不可能となる軍縮条約の締結に猛反対しました。

これに対して、当時の浜口雄幸内閣は、幣原喜重郎外務大臣による協調外交を展開しており、また金解禁の実施のために徹底した財政緊縮の必要があったことから「ロンドン海軍軍縮条約」の締結を決断しましたが、このことが日本国内に大きな波紋を呼ぶことになるのです。

ロンドン海軍軍縮条約の締結後、軍部を中心に「海軍軍令部長の同意を得ないで政府が勝手に軍縮条約を調印した行為は、憲法に定められた統帥権(とうすいけん、軍隊を指揮する権利のこと)の干犯(かんぱん、干渉して他者の権利を侵すこと)である」として、政府を攻撃する声が高まりました。

なるほど、確かに大日本帝国憲法(=明治憲法)の第 11 条には「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」とあり、条文を素直に読めば、統帥権は天皇のみが有するという規定となりますが、実際にはもちろん天皇ご自身が指揮を取られることはなく、陸軍や海軍の責任者が握っていました。

また、そもそも国の軍備について決定を下すことは統治権の一部であり、統治権は天皇の名の下に内閣が行うものです。従って、軍部による主張は統帥権の拡大解釈に過ぎず、統帥権干犯問題は軍部による反撃材料の一つでしかありませんでした。

ところが、時の野党である立憲政友会が「与党の攻撃材料になるのであれば何でもよい」とばかりに、統帥権干犯問題を政争の具として、軍部と一緒に政府を攻撃したことで、話が一気に拡大してしまっただけです。

軍部や立憲政友会の攻撃に対して、浜口雄幸首相は「大日本帝国憲法の第 11 条や第 12 条には、確かに天皇の統帥権の独立が定められているが、同時に第 13 条において、天皇の外交大権が規定されている。しかし、実際には立憲制度の下で責任内閣を通じて外交を行っており、統帥権についても同じではないのか」と反論しました。

ところが、軍部が火をつけ、政友会が油を注いだ統帥権干犯問題はもはや止めることができず、ロンドン海軍軍縮条約そのものは何とか批准(ひじゅん、国家が条約の内容に同意すること)に成功したものの、先述のとおり、浜口首相が昭和 5 (1930) 年 11 月に東京駅で狙撃されて重傷を負い、翌昭和 6 (1931) 年 4 月に内閣総辞職をした後、同年 8 月に死亡しました。

統帥権干犯問題は、確かに大日本帝国憲法における欠陥ともいえますが、憲法制定当初は全く問題視されていませんでした。それがなぜ、制定から 40 年以上も経ってから、我が国に深刻な影響を与えるようになったのでしょうか。

その背景には、例えば伊藤博文(いとうひろぶみ)のような明治維新の元勳(=国家に尽くした大きな功績のある

人のことたる「元老」の存在があったのです。

元老は憲法のどこにも規定がなかったのですが、そもそもは明治維新に功績のあった人々の話し合いの場であり、伊藤博文や山県有朋(やまがたありとも)、井上馨(いのうえかおる)、松方正義(まつかたまさよし)、黒田清隆(くろだきよたか)など錚々(そうそう)たるメンバーが揃(そろ)っていました。

そもそも明治維新や明治新政府は、元老たちが明治天皇の下で起こしたのですから、元老の意見は天皇の意見と同じだけの重みをもっていましたし、その元老たちの推薦によって内閣総理大臣が選ばれたことから、首相や内閣も天皇や元老と一体のものと考えられていたのです。

これだけの重みがある以上、たとえ大日本帝国憲法に規定のなかった内閣であっても、その指導力はいかなく発揮され、日清戦争や日露戦争の際にも、その絶妙な政治的判断によって、我が国は国難を何度も乗り越えてきました。

しかし時が流れ、昭和を迎える頃には、元老のほとんどが死に絶えてしまい、大正期に元老となった西園寺公望のみとなってしまいました。こうなると、元老の意見が天皇の意見と同じであると誰も思わなくなり、同時に内閣の権威も低下してしまったことで、統帥権干犯問題が表面化してしまったのです。

そして、そんな統帥権干犯問題をさらに拡大してしまったのが、本来は軍部をコントロールする立場であるはずの政党であったことが、何とも言えない皮肉でもありました。

はじめは軍部が持ち出した統帥権干犯問題は、現実には浜口首相が先述の答弁で述べているように、議会の場において否定することは決して不可能ではありませんでした。

しかし、当時の野党であった立憲政友会が「政争の具」として軍部と一緒に浜口内閣を攻撃したことが、憲政を擁護(ようご)する立場であるはずの政党政治に致命的な打撃を与えてしまったのです。

なぜなら、政党政治を行う立場である政党人自らが「軍部は政府の言うことを聞く必要がない＝内閣は軍に干渉できない」ことを認めてしまったからです。事実、この問題をきっかけとして、我が国では軍部の独走を事実上誰も止められなくなってしまうようになりました。

さらには、政府のいうことを聞く必要がなくなった軍部自体も、似たような悩みを抱えることになりました。なぜなら、軍のトップが憲法を盾(たて)に政府の言うことを聞く必要がないということが、自身の部下に対して「政府の言うことはもちろん、陸海軍の中央の意向も確認する必要がない」という風潮を同時に生み出してしまったからです。

やがて我が国では、青年将校を中心とした軍部による「血の粛清(しゅくせい)」が当たり前になったほか、陸軍首脳などが全くあずかり知らないところで、現地の軍隊が勝手に軍事行動を起こすようになりますが、これらは元はといえば、国家全体の指揮系統を弱めた政治家や軍部の責任でもあるの

です。

5. 満州事変と国際連盟脱退

明治 33 (1900) 年の北清(ほくしん) 事変をきっかけとして、満州を事実上占領したロシアは、勢いに乗って朝鮮半島をも侵略しようとしていました。これに対し、朝鮮半島をロシアに奪われては自国の安全保障が風前の灯(ともしび) となることを理解していた我が国は、自衛のためにロシアと戦い、最終的に勝利しました。いわゆる「日露戦争」のことです。

戦争後に結ばれたポーツマス条約によって、我が国はロシアが持っていた満州の支配権をそのまま受け継いだほか、当時の重要な交通手段であった南満州鉄道 (= 満鉄) の経営権も得ました。これらは当時の外交によって我が国が得ることのできた、満州における「正当な権益」だったのです。

ロシアとはその後 4 次にわたって日露協約を結び、お互いの権益を承認しあってきましたが、1917 (大正 6) 年に起きたロシア革命が、我が国と満州との運命を大幅に狂わせることになりました。ソビエト政権は 1921 (大正 10) 年に外蒙古(がいもうこ、または「そとうこ」) に軍事侵攻し、傀儡(かいらい) 政権である蒙古人民革命政府を樹立したほか、同年にコミンテルンの指示によって中国共産党が結成されるなど、当時のワシントン体制を尻目に、極東の共産化を着々と進めていました。

こうしたソ連による共産主義の攻勢を最大の脅威と感じたのが、地理的に近接していた他ならぬ我が国でした。多くの血を流した末に正当な手段で手に入れた満州の権益を奪われることは、満州に隣接する当時は日本領の朝鮮半島、ひいては我が国の安全保障において、日露戦争前夜のように最大の危機を迎えてしまうことが分かっていたからです。

満州における安全保障上の危機は、ソ連だけではありませんでした。当時の中華民国は軍閥が割拠して内戦を繰り返す無政府状態で頼りにならず、その一方で、中国共産党を中心とした排日運動が大陸各地で激化していました。さらには、東アジアの権益を狙って対日批判を繰り返すアメリカの存在もあったことから、当時の我が国は極めて難しい外交判断を迫られていました。

そんな折の 1928 (昭和 3) 年 6 月、蒋介石率いる国民革命軍は、北京に入城して北伐を達成し、また軍閥の張学良(ちょうがくりょう) も参加したために、チャイナの統一が実現して、新たに南京を首都とした国民政府を、アメリカやイギリスなどが承認しました。なお、我が国が国民政府を承認したのは昭和 4 (1929) 年 6 月のことです。

我が国としては、万里の長城よりも南の大陸を国民政府が支配することには問題なかったのですが、国民政府がかつての清朝時代に締結した条約の廃棄(はいき) を 1928 (昭和 3) 年 7 月に宣言し、日本が保持する権益を国民政府が回収して国権を回復するという、近代国家の手法とは思えない政策に乗り出したため、我が国との関係が悪化しました。なお、これらの政策は「国権回復運動」または「革命外交」と呼ばれています。

また、国民政府に合流した張学良が満州における主権回復をめざし、国民政府の青天白日旗(せいて

んはくじつき)を、それまでの五色旗に替えて満州の主要都市に掲(かか)げました。これを「易幟(えきし)」といいます。

張学良による易幟は「満州は国民政府のものである」と宣言するに等しく、満州に権益を持つ我が国への宣戦布告と同じ意味を持っていました。この後、我が国は満州において高まる排日運動や、在留邦人あるいは満州における権益への度重なる被害に悩まされるようになり、まさに「満蒙(まんもう)の危機」と言えました。

満州における排日運動が強まるに従って、日本人と中国人との間の衝突が増加し続けたほか、ソ連の軍事的脅威も本格化しました。関東州や満鉄の警備を任務としていた我が国の関東軍は、日本政府を通じてこれらの事態を打開しようとしたが、当時は幣原喜重郎外務大臣による協調外交が復活しており、武力に頼らずに話し合いによる解決を目指そうとしていました。

しかし、そのような弱腰な姿勢は相手を増長させるばかりとなり、昭和6(1931)年に入ると、我が国の参謀本部の参謀が満州とソ連の国境付近を調査旅行中に張学良の軍隊に殺害された「中村大尉(なかむらたしい)事件」や、満州の長春(ちょうしゅん)の北にあった万宝山(まんぼうざん)で朝鮮半島からの入植者(当時は日本人)と中国人とが水の利権や耕作権をめぐる衝突した「万宝山事件」が起きました。

チャイナによる度重なる不法行為や、それらを黙って見過ごそうとした幣原外交の軟弱ぶりに業(ごう)を煮やした、石原莞爾(いしわらかんじ)ら一部の関東軍将校が、同年9月18日に柳条湖(りゅうじょうこ)付近の鉄道線路の爆破事件を起こしました。これを「柳条湖事件」といいます。

関東軍は自ら起こした柳条湖事件を張学良軍の仕業として直ちに全面的な軍事行動を起こし、いわゆる「満州事変」が始まりました。しかし、事変開始当時の兵力は、関東軍の約14,500人に対して、張学良軍は合計で約265,000人と圧倒的であり、普通に考えれば張学良軍の優勢は動きません。

ところが、かねてより自分たちに乱暴狼藉(らんぼうろうぜき)を続けてきた張学良軍に対する満州の住民の不満は強く、住民の支持を得られなかった張学良軍が各地で敗北を重ねたことで、戦いは関東軍の優位に展開しました。

一方、当時の第二次若槻内閣や参謀本部は、自分たちに対して何の連絡もせず勝手に兵を動かした関東軍の行動を牽制(けんせい)して「不拡大方針」を発表したものの、関東軍はこれを無視して攻撃を続け、事変から半年以内で満州全土を統一しました。

当時の日本国民世論は、関東軍の独断専行が満州の権益を、すなわち我が国の権益を守るものとしてこぞって支持し、そのあおりを受けて昭和6(1931)年12月に第二次若槻内閣が総辞職すると、代わって立憲政友会総裁の犬養毅内閣が成立しました。

ところで、一般的な歴史教科書では、満州事変はチャイナに対する侵略戦争の第一歩であるとともに、1945(昭和20)年の終戦までのいわゆる「十五年戦争」の始まりと断じているところが多い

ようですが、これらは本当のことでしょうか。

まずはっきり言えることは「満州事変は侵略戦争ではない」ということです。確かに柳条湖事件が関東軍の自作自演という事実は動きませんが、ではなぜ関東軍はわざわざそんなことをしてまで満州事変を起こしたのでしょうか。

これまで述べてきたように、我が国は国際的な条約によって満州に正当な権益を持っていました。にもかかわらず、張学良軍や国民政府が不法行為を繰り返したのに対して、当時の幣原外相による協調外交は弱腰でしかなく、日本が何もして来ないと見越したチャイナによる嫌がらせがますますエスカレートしていきました。

やがて昭和6（1931）年になると、先述したようなチャイナの不法行為が相次いで発生し、このままでは満州に在住する日本人の生命や財産が風前の灯となるまで追いつめられていました。だからこそ、満州を守る義務を負っていた関東軍が、もはや政府や陸軍参謀が頼りにならないと覚悟を決めて柳条湖事件を起こし、結果として満州から国民政府軍や張学良軍を追い出すことに成功したのです。

関東軍の行為に対しては賛否両論あるとは思いますが、少なくとも彼らに「チャイナへの侵略」の意思がなかったことは明らかであり、むしろ大陸の混乱を鎮（しず）めることで、現地の人々にも喜ばれることを確信して起こした行動だったことは疑いがありません。ということは、満州事変が十五年戦争の始まりであるという解釈が当てはまらないの言うまでもないことなのです。

そもそも、現地の居留民に危害が及んだ場合に、本国政府が彼らの安全を守ろうとするのは今日でも当たり前に行われていることであり、またそのために軍隊が出動するというのも、当時の国際社会では広く認められていたことでした。関東軍も、満州にいた日本人居留民の安全を守るために実力行使をしたのであり、これは外交上においても特に非道な行為であるとはいえないのです。

ところで、張学良による圧政に反発を強めていた満州の各省は、満州事変の勃発（ぼっぱつ）後に相次いで張学良軍からの独立を宣言しましたが、その大半はまだ関東軍が進出していない地域でした。

これは、満州事変がそのきっかけではありながらも、関東軍による満州独立の強制が行われなかったという事実を明らかにしています。

満州全土における独立の機運は、やがて昭和7（1932）年3月に、日・朝・満・蒙（もう）・漢の諸民族の協和、すなわち五族協和を理想に掲げて「満州国」の建国が宣言され、清朝最後の皇帝であった溥儀（ふぎ）が執政として迎えられました。

なお、溥儀はこの2年後に満州国の皇帝に即位します。当時の犬養毅内閣は満州国の承認に消極的でしたが、五・一五事件で犬養内閣が崩壊すると、次に成立した斎藤実（さいとうまこと）内閣が同年9月に両国間で「日満議定書」を締結して、満州国を承認しました。

ちなみに日満議定書の主な内容は、満州における日本の権益の承認や、満州国防衛のための日本軍の駐屯(ちゅうとん、軍隊が一定の地にとどまっていること)だけであり、これは満州事変以前と基本的に変わっていません。ちなみに誕生したばかりの満州国には、国家の運営を手助けするために、多数の日本人が要職に就きました。

なお、満州国建国後の昭和 8 (1933) 年 5 月に「塘沽(タンクー)停戦協定 (または日中軍事停戦協定)」が結ばれて、満州事変が終息しました。この後、日中間においては昭和 12 (1937) 年の盧溝橋(ろこうきょう)事件まで停戦状態が続きますので、この事実だけでも、いわゆる「十五年戦争」のウソがはっきりします。

ところで、一般的な歴史教科書では、満州国は日本の傀儡(かいらい)国家に過ぎず、事実上の植民地であったという評価をされていることが多いですが、これは本当のことでしょうか。

もし満州国が、我が国の傀儡国家として植民地のような厳しい対応をしていれば、少なくとも執政(後に皇帝)となった溥儀を強引にその座に就(つ)かせたはずなのですが、実際には、溥儀は自ら望んで執政や皇帝の地位に就きました。

なぜなら、清朝はもともと満州から中国大陸に進出した国家であり、満州国の建国は「元来の発祥(はっしょう)の地に清朝が復活した」ことを意味していたからです。だからこそ、溥儀は父祖の故郷である満州への帰還を自ら希望したのであり、言うならば、満州族の正当な皇帝が故郷に戻っただけなのです。

さらに付け加えれば、万里の長城の北に位置する満州は、それまで歴史的にチャイナの領土になったことは一度もありません。確かに清朝は満州を自己の領土としましたが、同時にそれはチャイナが満州に併合されたことを意味していました。

また、満州国の統治者として満州族の本来の皇帝が就任するというアイディアは、民族自決(=各民族が自らの意志によって、その帰属や政治組織、あるいは政治的運命を決定し、他民族や他国家の干渉を認めないとする集団的権利のこと)という意味でも理に適(かな)っており、当時の国際常識からすれば、非常に穏健(おんけん)な方法でした。何しろ他の列強は、1915 (大正 4) 年にアメリカがハイチを侵攻した際に、約 20 年間も占領し続けたように、明らかな侵略の意図を持っていたのが当然だったからです。

ただ、事情はどうあれ、満州国が日本の影響を強く受けているという事実は動かしがたいものがあるかもしれませんが、これも国際的な慣例からすればそう珍しいことではないのです。例えばモナコ公国は長い間フランスの保護国として外交権を委(ゆた)ねていましたが、だからといってモナコがフランスの傀儡(かいらい)政権だという見方が成立するのでしょうか。

それに、満州国は我が国のみが承認したわけではありません。満州の権益を狙っていたアメリカは、満州事変を「九か国条約違反」として我が国を非難しましたが、イギリスは「満州国の独立宣言は九か国条約によって禁じられない」という見解を示し、満州国を事実上容認しました。

なぜなら、満州事変や満州国の建国が、日本人居留民の保護を目的としていたことを、同じように中国大陸に利権を持っていたイギリスが理解していたからです。また、イギリスにとっては、自国の利権を侵害さえしなければ、満州国の存在が対ソ連の防波堤として、かえって好都合であることを見抜いていたと思われます。

しかし、国民政府が柳条湖事件を日本の侵略として国際連盟へ提訴したため、その後に連盟理事会が満州へ調査団を派遣することになり、昭和7（1932）年にイギリスのリットンを団長とする、いわゆる「リットン調査団」が、約5か月にわたって日本や満州・中華民国など各地を訪問した後、同年10月にリットン報告書を連盟理事会に提出しました。

リットン報告書では我が国の満州の権益は認められたものの、日本軍による軍事行動は正当な自衛手段とは認められず、満州国に代わる自治的な政府を建設すべきという提案が出されました。

しかし、我が国にとって、リットン調査団の主張は到底承認できるものではありませんでした。なぜなら、満州における我が国の軍事行為には日本人居留民の保護という正当な理由がありましたし、また、そのために現地の満州族による国家をつくったということは、欧米列強による植民地化に伴う篡奪(さんだつ)行為とは雲泥(うんでい)の差がありました。

加えて、満州への進出は、アメリカやイギリスなどがブロック経済と化していく中で、資源を持たない我が国が生き残るための正当な手段であるとともに、広大な満州の権益以外に我が国が頼れるものがないに等しいという深刻な事情もあったのです。

それなのに、欧米列強は自分たちが好き勝手に植民地から収奪しておきながら、我が国による正当かつ人道的な統治行為を一切認めようとしません。これまで我が国は世界の一流国をめざして欧米列強と妥協(たきょう)に妥協を重ねてきたが、これ以上の欧米による身勝手に、もはや我が国が付き合い必要はないのではないかと。

そんな我が国の思いが、国際的に重大な決断をすることにつながったのです。

昭和8（1933）年2月、国際連盟総会において「日本軍を南満州鉄道附属地内に撤兵させ、チャイナの主権下による行政機関を満州に設立する」という、我が国が満州国の承認を撤回する内容の勧告案が42対1で採択されました。

採択後に松岡洋右(まつおかようすけ)ら日本代表団が勧告案を可決した総会の場から退席すると、翌3月に日本は国際連盟からの脱退を通告し、昭和10（1935）年に認められました。

その後、我が国は昭和9（1934）年12月にワシントン海軍軍縮条約の廃棄を通告し、翌昭和10（1935）年12月には第二次ロンドン海軍軍縮会議が開かれたものの意見が合わず、我が国は翌昭和11（1936）年1月に脱退しました。

ワシントン海軍軍縮条約並びにロンドン海軍軍縮条約は、いずれも昭和11（1936）年12月に失効

し、以後は無制限の建艦競争が各国で繰り広げられるようになるのです。

ところで、満州の日本人居留民保護を目的として始まった満州事変や、その後の満州国の建国は、欧米列強による侵略行為あるいは植民地化による収奪とは全く性格が異なるものでしたが、それらが出先機関である関東軍の独断で行われ、結果として政府や陸軍参謀の意向を無視するものであったという事実には大きな問題がありました。

関東軍による独断の背景には、いわゆる「統帥権干犯問題」がありました。なぜなら「軍部は内閣の指示を受ける必要がない」という思いが、軍部内における下剋上(げこくじょう)の空気を生み出し、やがては「大義のためなら上官の言うことを聞かなくてもよい」という雰囲気軍部全体を支配するようになったからです。このため、本来であれば軍令違反で厳罰の対象であった満州事変が起きた際も、軍の首脳部は当事者に対して何も言えず、また政府も軍部に遠慮して強く出られませんでした。

そんな政府や軍首脳の対応を見た一部の青年将校の中から「大義のためなら何をしてでも許される」という考えが生まれていくのは、自然な流れでもありました。この後、我が国は軍部を中心とした様々な事件が発生するとともに、彼らの行動を誰も止められなくなってしまったのです。

関東軍による独断は、結果として別の問題も生み出しました。それは「日本の世界に対する信頼の失墜(しつたい)」です。本来であれば、関東軍が独走する以前に、日本政府が国民政府や張学良軍に対して、満州における日本人居留民への対策をしっかりと行い、その上で関東軍に適切な指令を出していれば、満州事変は起こらなかった可能性もあります。しかし、当時の幣原外相による協調外交では、それらは望むべくもないことでした。

満州国の建国にしても、もし政府が主体となって事前に欧米列強を中心に根回しを行い、諸外国の承認のもとに満州国の独立を援助していれば、話は全く異なっていたことでしょう。しかし、現実には後手に回った政府が、諸外国に対して軍部の独走という異常事態を上手に説明できず、列強が「日本は二重政府の国か」と我が国に対する不信感を強める結果となり、それが満州国の不承認、さらには我が国の国際連盟からの脱退にまでつながってしまったのです。

その後の満州国ですが、昭和 20 (1945) 年に我が国が終戦を迎えるまでの十数年間で飛躍的な発展を遂げました。しかし、我が国の敗戦とともに満州国の歴史は闇に葬(ほうむ)られ、現在において、すでに満州語は絶滅し、満州族は地球上から滅亡の危機にさらされているという厳しい現実があります。

政争に明け暮れて国益を見失った政党政治や、国民の生活の現状よりも世界に向けたアピールを優先した金解禁がもたらした昭和恐慌、世界中でブロック経済が進む中で取り残されそうになる資源のない国・日本、協調の名のもとに相手になめられ続けるだけだった幣原外相による弱腰外交、さらには統帥権干犯を盾にした軍部の独走…。

これらの複雑な背景が重なり合うことによって、満州事変から満州国建国の流れが生まれ、やがて

我が国は国際社会の信頼を失うとともに、未曾有(みぞう)の混乱を迎えることになってしまうのですが、それらは少なくとも「侵略戦争」という言葉だけで片付けられるような単純な問題ではないことは明らかなのです。 (完)

主要参考文献：「日本の歴史 5 明治篇」(著者：渡部昇一 出版：ワック)
「日本の歴史 6 昭和篇」(著者：渡部昇一 出版：ワック)
「ひと目でわかる『日韓併合』時代の真実」(著者：水間政憲 出版：PHP 研究所)
「新版 新しい歴史教科書 中学社会」(出版：自由社)
「詳説日本史 B」(出版：山川出版社)
「日本人の誇りを伝える最新日本史」(出版：明成社)
「年代ごとに読める歴史事典 最新日本史教授資料」(出版：明成社)

YouTube 再生リスト「日本外交史 その六」

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLeZrZWY-wML7XT2Us2nav-eXI18ICaSJ>

黒田裕樹の歴史講座

<http://rocky96.blog10.fc2.com/>

※黒田裕樹の「百万人の歴史講座」でダウンロードできる全ての pdf (テキストファイル) は、黒田裕樹が著作権を持つ著作物であり、またその販売権は「南木倶楽部全国」を主催する南木隆治にあります。これらのファイルを第三者が再販売・不特定多数に対して再配布することはできません。